

●アンケートによる主なご質問

Q1 実際の災害時のグループ分けはどのように判断しているのか？
→ 判定員の方の訓練や協議会への参加実績、居住地域を考慮して、円滑に判定活動が行えるようグループ分けをします。
Q2 地震の前からCB塀が傾いていて危険と思われる場合の判定はどうするのか？
→ 地震により損傷したのか不明な場合であっても、現状の危険度を判定する必要があります。
Q3 宅地の危険度判定との合同の協議会・訓練はあるか？
→ 被災建築物応急危険度判定と被災宅地危険度判定は、判定を実施する範囲や判定ポイント、登録されている判定士が異なるため、合同の協議会・訓練は現在のところ予定しておりません。
Q4 内観調査が可能な場合の調査内容、調査ポイントは？
→ 外観調査では見られない、内部構造の被害等を調査します。 しかしながら、迅速に判定活動を行う必要がある為、内観調査が可能であっても、原則として外観調査のみ実施します。
Q5 他の自治体と町田市の両方に判定員登録をしている場合、どちらを優先するかの判断は個人に任せられるか？ また、居住地を優先する等の定めはあるか？
→ 居住地を優先する等の定めはありませんので、ご自身の被災状況に応じてご判断下さい。
Q6 判定と連絡網の訓練は行ったが、災害時の集合場所に集合する訓練はしないのか？
→ 各判定拠点に集合する訓練も必要であり、今後、検討したいと思います。
Q7 危険度がA, B, Cと3種類のランクがある中で、例えばAランクとBランクの間と判断し得る場合はどうしたら良いか？
→ 被害状況は様々で、一律に基準を示すことができません。建築士としての知識や経験を基に判断して下さい。
Q8 宅地の危険度判定に関する張り紙は別にあるのか？また、実際は行われるのか？
→ 被災宅地危険度判定の調査票やステッカーは、被災建築物応急危険度判定とは別にあります。 被災宅地危険度判定も被災状況に応じて行われます。
Q9 手帳、登録証が古いのだが、問題ないか？(顔写真が若い、市役所の住所が古い)
→ 町田市役所の住所: 東京都町田市森野2-2-22 担当窓口: 都市づくり部建築開発審査課にそれぞれ手書きで修正して下さい。 手帳や登録証の更新をご希望の方、紛失された方は、東京都建築士会のホームページをご確認の上、再発行の手続き行って下さい。